

各 医 療 機 関 の 長 様

広 島 市 長 松 井 一 實
(健康福祉局保健部健康推進課)

四種混合ワクチンの販売中止及び三種混合ワクチンの限定出荷に伴う対応について（その2）

平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、標記の件について、令和7年6月12日付けで御案内したところですが、三種混合ワクチンの入手が困難な状況であることから、百日せき等を対象疾病とする予防接種法に基づく第1期の定期接種において、四種混合ワクチンの販売中止により、同ワクチンを用いた接種が完了できない者への定期接種については、改めて、次のとおり取り扱いますので、御確認いただきますようお願いいたします。

記

パターン(各ワクチンの接種済み回数)	残りの接種に係る定期接種の方法
1. <u>四種混合ワクチン</u> = <u>ヒブワクチン</u> (接種済み回数が同じ)	➤ <u>五種混合ワクチン</u> を接種
2. <u>四種混合ワクチン</u> > <u>ヒブワクチン</u> 〔四種混合ワクチンよりヒブワクチンの接種済み回数が少ない〕	➤ <u>ヒブワクチン</u> を接種し、 <u>四種混合ワクチン</u> と <u>ヒブワクチン</u> の接種済み回数をそろえたうえで、 <u>五種混合ワクチン</u> を接種
3. <u>四種混合ワクチン</u> < <u>ヒブワクチン</u> 〔四種混合ワクチンよりヒブワクチンの接種済み回数が多い〕	➤ <u>四種混合ワクチン</u> の代わりに、 <u>三種混合ワクチン</u> 及び <u>不活化ポリオワクチン</u> を接種 補 足 ※ただし、三種混合ワクチンの入手が困難であるなど、やむを得ず当該方法で接種ができない場合は、<u>五種混合ワクチン</u>で接種を行うことも差し支えない。 この場合、<u>ヒブワクチン</u>の接種回数が規定の回数を超えることになるが、このことについては、科学的知見が明らかになっていないことから、必ず事前に、接種医から保護者に対して説明を行い、了承が得られた場合にのみ実施すること。 また、その旨について予診票等に記録（※下図）として残すことが望ましい。

●予診票（五種混合ワクチン）等への記録（記載例）

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は（ <u>実施できる・見合わせた方がよい</u> ）と判断します。 ・接種を見合わせる理由（ ） 保護者に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明をしました。 <u>ヒブが規定回数を超えることについて説明済</u>
保	医師署名又は記名押印
保	医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、接種

【留意事項】接種券の取扱いについて（再掲）

四種混合ワクチンの接種券を持っている保護者が、五種混合ワクチン又は三種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンによる接種を希望する場合、保護者に対して、接種を受ける前に各区保健センターで接種券の交換手続を行うよう、御案内ください。

健康推進課保健予防係
担 当：杉野
T E L：082-504-2882